

技術的確認事項

「一般事項」

- 1 工程管理に使用する用語は、共通フレーム 2013（独立行政法人情報処理推進機構制定 ソフトウェアライフサイクルプロセス SCLP-JCF2013）を前提とすること。
- 2 プロジェクト活動は、JIS21500 又は PMBOK (Project Management Body of Knowledge) 第 5 版・第 6 版を前提とした知識体系とすること。開発はウォーターフォール型を前提とすること。
- 3 他業務とのシステム間連携は、APPLIC（一般社団法人地域情報化推進協会）が定める地域情報プラットフォーム標準仕様、及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に関係する場合は同法第 7 条が定める、地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準についてデジタル庁令・総務省令に準拠する（若しくは今後準拠を予定している）こと。
- 4 クラウド構成の場合は、デジタル庁が設置するガバメントクラウドを想定する。
- 5 非機能要件は、デジタル庁標準仕様書の規定を準用する。例えばシステムごとにバックアップ方式がバラバラでは災害時等の復旧が難化することになるため、各システム間のメトリクスごとのレベルは一致させる必要がある。本市の規模及びシステム構成を想定して①可用性、②性能・拡張性、③運用・保守性（定時外におけるシステム利用に対する考え方など）、④移行性（データ移行作業における本市との作業分担に対する考え方など）、⑤セキュリティ（システム管理者の認証方式など）、⑥システム環境・エコロジー等における主な選択レベルについて提案すること。
- 6 ソフトウェア開発に関する責任関係及び契約の条項については、IPA「情報システム・モデル取引・契約書」第二版を参考に、地方自治体のシステム調達に再編したモデルを想定している。RFI 全体の中で、モデルと異なる部分がある場合はその適合性及び差異について提案すること。

以下は各機能要件等の確認を行うもの。なお、標準準拠システムが開発段階で情報提供若しくは提案が困難な場合は、現行システムによる回答で構わない。（ただし、どのバージョンのシステムの提案であるか必ず明記すること）

「共通機能」

1 住登外者宛名番号に関すること

本市は、従来から宛名情報は一元管理されており、宛名番号と統合宛名番号は一意に紐づく体系である。「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」（デジタル庁）を参考に、住登外者宛名番号管理機能を実装するものとして、システム方式設計並びに外部設計仕様を提案すること。

2 団体内統合宛名番号の管理について

本市は現行の番号連携サーバ（団体内統合宛名番号を管理し、中間サーバへの副本登録及び情報照会・情報提供機能を集約している）を継続する方針とするが、標準準拠システム側の対応について提案すること。また、現行のシステムから移行する際に、計画上留意すべき点があれば情報提供すること。

3 操作権限設定・管理に関すること

関連システムにおける、職員情報及び組織情報に関する仕様（可能であればファイルレイアウト、コード体系）、並びに操作権限・アクセス権限等についてシステムが保有する統制機能について提案すること。

4 EUCに関すること

EUC機能が実装する機能要件について提案すること。

5 印刷に関すること

ソフトウェアが出力する帳票について、オンライン処理の場合のプレビュー表示等の操作方法、印刷方法について情報提供すること。

大量印刷については、システム内のバッチ処理等について、出力方法（PDF、SVG及びCSV等）及び制約事項（サイズ、レイアウト、解像度、バーコード、その他印刷資源との連携上の制約）について提案すること。

6 バッチ処理及び一括処理に関すること

バッチ処理及び一括処理について、操作方法（職員か、リモート保守か）、実行結果（処理内容や処理結果、処理時間、処理端末名称、正常又は異常の旨、異常終了した際はOSやミドルウェア等から出力されるエラーコード等）に関する、システム方式設計について情報提供すること。運用管理システムが別に必要な場合は、その旨提案すること。

7 レジストリに関すること

全国銀行協会が作成する金融機関マスタ、J-LISが作成する全国町・字ファイル等の共通マスタについて本市が用意する必要がある場合はその旨を情報提供すること。さらに、提案するシステムごとにそれぞれライセンスが必要な場合、構築・テスト段階から必要となる等、調達条件がある場合はその旨情報提供すること。

デジタル庁が構築するアドレス・ベース・レジストリの対応について、機能要件等の検討状況について情報提供すること。

8 DV等支援措置に関すること

関連システムが保有する機能（とくに画面要件）があれば提案すること。

「連携」

1 マイナポータルびったりサービスに関すること

デジタル庁では共通仕様書により、オンライン申請の申請データは、申請管理機能を経由して取得し、申請処理状況（処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス）を管理できることを必要としている。このことを受けて本市でも申請管理システムの導入を検討しているが、関連システム側で想定している機能について提案すること。

2 データ連携に関すること

データ連携について、関連システムは標準準拠システム又は共通機能の一方若しくは両方で連携することを想定している。貴社システム間の連携の場合、共通機能（若しくは共通基盤システム）による連携について想定があれば提案すること。

「データ」

1 移行について

現行システムのデータ移行について、本市は次の方法を検討しているが、対応できない又は別途の方法があれば情報提供すること。本市では現行システムが装備していないデータ項目を除き、原則として以下の方法を検討している。

- ・ 受注者が提供するファイルレイアウトをベースとしたファイルの提供方式

また、現行システムのデータベース概念・論理設計及び個人情報を滅失したダミーデータが必要な場合は、本市が指定するNDA（守秘義務契約、経済産業省モデル準拠）を締結の上、要望する資料を提供するものとする。

2 保存について

関連システムのデータの想定保存年限について情報提供すること。

3 文字要件に関すること

関連システムが想定する格納文字要件について情報提供すること。また、本市が文字情報基盤を整備する場合、文字情報の連携方法について提案すること。